

業務部速報



No. 30

発行 21. 8. 26

JR東労組 業務部

申5号 「現業機関における柔軟な働き方の実現について」に関する 解明申し入れ(その2) 第2回団体交渉を行う! その①

7. 時間単位および日単位での業務における労働時間管理の方法について明らかにすること。

組合	会社
労働時間の管理は、乗務する場合は「輸送総合システム」、駅業務の場合は「JINJRE 勤務システム」でいいのか。	乗務員の仕事「7:10」、その他の営業、輸送、企画部門の仕事「7:30」を、それぞれのシステムで管理していく。
職名が統合されれば、職名だけで判断できないと考えるが、どのように整理していくのか。	それぞれのシステムで、スキルと適性の管理を行っていく。法定労働時間や36についてはシステムに関係なく法令順守していく。
統括センターでは、乗務行路の中に駅業務を組み込む働き方になるが、乗務割交番作成規程上可能なのか。	その他時間で業務指示をすれば可能。現行のその他時間の付記に記入することによってできる。
乗務員の仕事、その他の仕事などのメインとなる業務の基準は何で判断するのか。	運転士は免許があるか、車掌も資格があるか、駅においては資格もあるが、資格以外にもマルスが使えるかなどのスキル管理を今後も行っていく。
運転士の免許を持っている人の勤務実績の半分以上が駅業務となってもメインは運転士になるのか。	「輸送総合システム」か「JINJRE 勤務システム」で管理するが、ベースは決めるべきと考える。毎月変えるようなことは効率的ではない。
乗務割交番の予備交番はどうなるのか。	40条予備は法令に定められているので遵守していく。

システムを活用した労働時間管理を行っていくことを確認!

8. 統括センターおよび営業統括センターにおいて、現行の事務職が行う業務内容を明らかにすること。

組合	会社
事務業務は、業務の融合によってどのように変化するのか。	輸送混乱時の案内業務などや、勤務指定の中で、駅業務や企画業務もあるだろう。個々の特情がある方は管理者とコミュニケーションをとって業務を行っていく。
引き続き事務業務を希望することはできるのか。	事務の仕事はある。一方事務センター化や業務委託は進めて、効率的な業務執行体制を構築していく。
技術継承はどのように考えているのか。	様々な仕事をマスターする中で、いろいろな方の技能を活かして従事してほしい。
事務業務は残るが、技能手当の支給基準の見直しがされるのは職名がなくなるからか。	職名を統合することもあるが、事務職だけ特別なのはどうか。今後は一人の仕事を複数でシェアすることも考えられ、手当の見直しは避けられない。会社から指定されている方は引き続き支給はされる。

事務業務は特殊であり、業務が残る以上、事務業務に特化した人材を配置し、引き続き技能手当も支給すべきだ!

その②へ